

## 民間資金等活用事業推進委員会第28回合同部会議事概要

日 時：平成15年3月25日（水） 11:00～12:40

会 場：中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員

広井専門委員、中村専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、  
山下専門委員

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

### 議事概要

契約ワーキンググループ、モニタリングワーキンググループにおける審議経過について、事務局より資料1～4に基づき説明後、各ワーキンググループの座長である前田委員と山内部会長よりコメント。

#### 【質疑】

- ・ 今後の作業ステップ等を事務局から説明いただきたい。
- ・ （事務局）今、直近のワーキンググループで参加者から提出いただいた意見を踏まえた整理を事務局で行っているところ。その整理を終えた後に、実際に公共施設等の管理者がどのように考えるのか、ワーキンググループのヒアリングという形でお聞きいただくのがよいと考えている。

入札プロセスに関する研究（中間報告）と公の施設と公物管理に関する研究（中間報告）について、事務局より資料5及び6に基づき説明後、各研究のアドバイザーである西野部会長と小幡委員よりコメント。

#### 【質疑】

- ・ 入札プロセスに関する研究について、中間報告ではあるが、この内容に合致した関係省庁連絡会議幹事会申合せで、一般競争入札における多段階選抜と、内容の変更協議的なものが可能であることが示され、大変結構だ。この申合せの位置づけと、この申合せとは何か、説明いただきたい。それから、プロセスガイドラインの表現に調整が必要な状況になってきているかと思われるが、その対応について説明いただきたい。
- ・ （事務局）申合せについては、以前ガイドラインをまとめていただいた際にも、国の公共施設等の管理者が集まる関係省庁連絡会議で各ガイドラインを遵守する旨の申合せを

行った。これは、公共施設等の管理者が、この申合せに従うということについて一定の合意を得たということである。また、総務省から地方公共団体に対し、この趣旨を周知するとの発言があった。

プロセスガイドラインとの整合性については、これを補足するような内容になっている。プロセスガイドラインの取り扱いについては、事務局の研究の範囲を超えるので、最終報告の際にでもご審議いただければと思う。

・ 3点。

まず、両方に共通して、この研究の位置づけを明確にしていきたい。

第2点は、入札プロセスに関する研究について、申合せの位置づけがどのようなものかということにも関係するが、例えば変更があったときに入札プロセスをやり直すかどうかの境界を明確にしなくては、モラルハザードや、官側と民間側のそれぞれに不都合が生じると思われる。このため、その境界の設定の仕方、またはその考え方にも触れないと、この効果は半減するのではないか。これに対する取り組み、もしくは取り組みせずに別に考えるとするのか伺いたい。

3点目は、公物管理と公の施設についての研究は、これまでの行政上の考え方に立って、民間事業者ができるか否かについて分析をしているが、もうひとつの側面であるファイナンスの面から見ると、お金の視点が全く欠落しているのではないか。投資対象の資産性と私権の制限などが、どの程度障害になるのかは、非常に重要である。法的に、民間事業者はできるとしても、資産を取り上げられてしまう可能性があるものは、資産性があるとは言えず、出資者にしてみれば、資産性はなく、担保性もない、という問題が考えられる。そこがまったく触れられていないのではないか。この部分について、どう対処するのか伺いたい。

・ (事務局) 最初に、研究の位置づけはあくまでも事務局が現行の法令上、どこまで対応が可能なのか整理をしたもので、現行法令を整理したもの。この報告を部会あるいは委員会としてどのような形でお聞きいただくか、また、その後どのように対応するかは、今後の問題という理解。

入札プロセスについて、31 ページの入札前に変更があった場合のなお書きの部分に、会計法令の適用を受ける契約について、公告において提示された内容を変更した場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要になるということを示している。

次に資産性については、関連するところとして、資料6の20ページで公物の所有権の帰属について触れている。道路法、都市公園法では、私権の設定はできないが、事業者が所有権を有する土地や施設に抵当権を設定する場合において、公物管理法は支障となることはないというのは一つの考え方であると思われる。

・ 精緻な検討で非常に勉強になる。また、両研究とも講学的な見地から非常に面白いが、実務上のインターフェイスがあると思う。例えば、自治法が改正され、指定管理権というものが管理者等に付与された場合、その行為の判断基準がどうなるのか、これは、契

約のガイドラインや実務上の問題になってくる。また、例えば公共による任意解除権等の位置づけは実務上の課題になる。将来的には、このような問題も合同部会またはワーキンググループで継続的に検討することが必要ではないか。

入札プロセスについても、今のガイドラインと少し違うように思う。これをどのような形でわかりやすく実務的に提起するかというのも今度の課題になるのではないか。

以上

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681